

議員提出議案第5号

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る  
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2  
項の規定により提出し、本議会の議決を求める。

平成30年 9月20日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	大 平 高 志
賛成者	同	前 田 敬 孝
	同	井 木 裕
	同	青 亀 壽 宏
	同	川 本 正 一 郎
	同	新 藤 登 子
	同	桑 本 賢 治
	同	澤 田 豊 秋
	同	福 本 ま り 子
	同	角 勝 計 介

平成30年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

## 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

1. 計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元すること。

以上、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年9月20日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣